一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命
年金通信

年金トピック

No.2017－16
第４号

2017 年 5 月 15 日
団 体 年 金 事 業 部

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」における検討状況について
（第１回～第６回）

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」について、第１回（2 月 14 日）から第６回（5 月 10 日）までの検討状況をまとめましたので、別紙のとおりご案内いたします。

【参考】確定拠出年金の運用に関する専門委員会資料（ 厚生労働省ＨＰ ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946

以上

第一生命保険株式会社

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」における検討状況について

（第１回～第６回）

２０１７年５月１５日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」の検討状況

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

- 平成28年6月3日に公布された確定拠出年金法改正のうち、「DCの運用の改善」（公布から2年以内に施行）について、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」にて議論が行われています。
- 5月10日の第6回専門委員会において、各論点について、下表のとおり厚生労働省より具体的な提案が示されています。
- 専門委員会におけるこれまでの議論等の詳細につきましては、本資料P2以降をご確認ください。

▶専門委員会における検討状況（概要）　※5月10日第6回専門委員会時点

論点		厚労省の提案内容（5月10日第6回専門委員会）
1.運用商品提供数の上限のあり方	○確定拠出年金の加入者が自ら主体的に運用商品の選択を行うようにするため、運用商品の提示はどうあるべきか。そしてそれを踏まえ、提示する運用商品の本数（上限）のあり方について、どのように考えるか。	• 政令に定める運用商品提供数の上限を「35本」とする。 • 「運用商品の数え方」について、ターゲットイヤー型のみ、まとめて一本と数える。 • 運用商品の提示にあたり、運用商品の全体構成に関する説明をする等の工夫を行う。
	○企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金との関係について、共通の考え方で整理するか否か。	• 企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の運用商品提供数の上限は、同じとする。
2.指定運用方法の基準のあり方	○「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのもの」として、どのような指定運用方法のあり方が考えられるか。	• 省令において、法の趣旨を踏まえつつ、具体的な指定運用方法を労使で定めるにあたっての「長期的な観点」、「物価その他経済事情の変動により生ずる損失」、「収益の確保」についての考慮要素や検討の視点を定める。

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」設置までの経緯

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

- 平成28年6月3日に、確定拠出年金法の改正が公布されました。
- 多岐にわたる改正内容のうち、「DCの運用の改善」として、①運用商品提供数の上限、および②指定運用方法（いわゆるデフォルト商品）の基準が定められることとなりました。
- ①および②ともに具体的な基準は政省令に委任されており、この点に係る検討を行うため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」が設置されました。

DC法改正の概要

※DC：確定拠出年金　DB：確定給付企業年金

1.企業年金の普及・拡大

①事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
②中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
③DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2.ライフコースの多様化への対応

①個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。
※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
②DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3.DCの運用の改善

①運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
②あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4.その他

・企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

（参考）施行期日

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

施行スケジュール

改正内容	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1－① 簡易型DC制度の創設		公布日から2年以内で政令で定める日		
1－② 小規模事業主掛金納付制度の創設		公布日から2年以内で政令で定める日		
1－③ DC拠出規制の変更（月単位→年単位）				1月
2－① 個人型DCの適用拡大			1月	
2－② ポータビリティーの拡充		公布日から2年以内で政令で定める日		
3－① 継続投資教育の努力義務化・商品数の抑制		公布日から2年以内で政令で定める日		
3－② 指定運用方法（デフォルト商品）の規定整備		公布日から2年以内で政令で定める日		
4－① 企業年金の手続き簡素化		7月		
4－② 国民年金基金連合会の広報業務の追加			1月	

（参考）「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」の設置要綱

1.設置の趣旨

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）が成立し、個人型確定拠出年金に原則全ての国民が加入することができるようになるなど、確定拠出年金制度は、公的年金制度と相まって国民の高齢期の所得確保に係る自主的な努力を支援する制度としてその重要性を増している。

この点も踏まえ、法律の施行に当たっては、確定拠出年金の運用について、より専門的見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」を設置する。

2.主な検討事項

（1）確定拠出年金の指定運用方法の選定基準

（2）運営管理機関が提示する運用の方法の上限数

（3）その他

3.専門委員会の委員

・井戸　美枝（いど　みえ）氏	井戸美枝事務所代表（社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー）
・臼杵　政治（うすき　まさはる）氏	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
・大江　英樹（おおえ　ひでき）氏	株式会社オフィス・リベルタス代表取締役
・重富　健太郎（しげとみ　けんたろう）氏	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局部長
・杉浦　宣彦（すぎうら　のぶひこ）氏	中央大学大学院戦略経営研究科教授
・清家　武彦（せいけ　たけひこ）氏	日本経済団体連合会経済政策本部上席主幹
・森戸　英幸（もりと　ひでゆき）氏	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
・山崎　俊輔（やまさき　しゅんすけ）氏	フィナンシャル・ウィズダム代表（ファイナンシャルプランナー）

これまでの議論（第１回～第６回）

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

- 第１回委員会においては、今後の検討に先立ち、事務局である厚生労働省より、これまでの企業年金部会における議論等について説明および論点の提示が行われました。
- 第２回～第４回においては、労使団体、関係金融機関団体等に対し、ヒアリングが実施されました。
- 第５回・第６回においては、関係団体ヒアリングの内容を踏まえ、委員による議論が行われました。

▶開催スケジュール　　※夏までのとりまとめが目標

回数	開催日	主な議題
第１回	2月14日	過去の議論の整理と論点の提示
第２回	3月10日	関係団体からのヒアリング （ヒアリング団体） 日本証券業協会、投資信託協会、信託協会、全国銀行協会 生命保険協会、日本損害保険協会
第３回	3月21日	労使団体等からのヒアリング （ヒアリング団体） 日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、森田人事労務事務所、みらい女性倶楽部
第４回	4月5日	関係団体からのヒアリング （ヒアリング団体） 運営管理機関連絡協議会
第５回	4月18日	委員による議論
第６回	5月10日	厚生労働省より具体的な提案の提示

第1回専門委員会

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第1回専門委員会で提示された論点

1.運用商品提供数の上限のあり方の論点

○　確定拠出年金の加入者が自ら主体的に運用商品の選択を行うようにするため、運用商品の提示はどうあるべきか。そしてそれを踏まえ、提示する運用商品の本数（上限）のあり方について、どのように考えるか。
（「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」で示された視点等）
・現在の提供数
・加入者の選好を阻害しないこと
・実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案　等

○　なお、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金との関係について、共通の考え方で整理するか、それぞれで検討するか。

2.指定運用方法の基準のあり方の論点

○　「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのもの」として、どのような指定運用方法のあり方が考えられるか。

（参考：「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」で言及された視点等）
・一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる運用商品を設定することを努力義務とする。
・商品の手数料等のあり方
・元本確保型商品に対する規制
・その他
（リスク性のある運用資産の設定が進んだ場合の事業主訴訟リスクへの懸念等）

第2回～第4回専門委員会

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

- 運用商品上限数については、主要な関係団体は緩和（十分な本数）を要望しました。
- 指定運用方法（デフォルト商品）は、元本確保を選択肢に含めるよう求める声が多くありました。

▶各団体のスタンス

団体名	運用商品上限数	指定運用方法（デフォルト商品）
日本証券業協会	緩和	投信
投資信託協会	緩和	投信
信託協会	緩和	投信＋元確
全国銀行協会	緩和	投信＋元確
生命保険協会	緩和	投信＋元確
日本損害保険協会	緩和	投信＋元確
日本労働組合総連合会	緩和	投信＋元確
日本経済団体連合会	緩和	投信＋元確
森田人事労務事務所	厳選（中小企業向け）	投信＋元確
みらい女性倶楽部	厳選（iDeCo向け）	投信＋元確

※運営管理機関連絡協議会に対しては、DC制度の運営管理の実務に関するヒアリングが行われました。

第5回専門委員会

- 関連団体へのヒアリングを踏まえ、委員による議論が行われました。
- 運用商品提供数の上限については、不指図率のデータ（運用商品が36本を超えたところで不指図率が悪化）を基に、「35本」という基準を軸に議論が展開されました。
- 指定運用方法については、その「法律上の位置づけ」について議論が行われ、最後に委員長より事務局（厚労省）に対し、次回の委員会で事務局としての整理を示すよう、求められました。

第5回専門委員会での主な発言

（運用商品提供数の上限）

〇臼杵委員長代理（名古屋市立大学大学院経済学研究科教授）

- バランス型をひとつと数える等、数え方の対応を行った上で、20本あたりが妥当と思う。ただ、現状への配慮も必要なので、法施行前の旧規約と施行後の新規約で上限数を分けて設定してはどうかと考える。

〇大江委員（株式会社オフィス・リベルタス代表取締役）

- 運用商品数の上限について、私は30本から40本は多いと思う。
- そもそもDCは一般の資産運用とは異なる特徴を有している。まず、「未経験者が多い」ということ、次に、「退職金のすべてではない」こと、最後に「老後の資産形成が目的」であることである。
- 以上の特徴に照らせば、シンプルな運用商品を揃えれば十分である。基本的アセットの低コストの運用商品があり、これに加えてバランス型があれば足りるのではないか。

〇清家委員（日本経済団体連合会経済政策本部上席主幹）

- 運用商品数の上限は政令で定められるので、規約の承認の成否に影響を与える重要なポイントである。そのため、極端な本数だと問題が生じうる。事務局資料P8のとおり、商品本数が多いから不指図になるといった関係が必ずしも成り立たないことが示された。企業規模による影響もあるかもしれないが、各社の投資教育の効果もあると考える。
- また、企業型と個人型とで、運用商品本数を別に設定する必要はないと考える。

第5回専門委員会

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第5回専門委員会での主な発言（続き）

（運用商品提供数の上限）

〇杉浦委員（中央大学大学院戦略経営研究科教授）

- 30本から40本の間でよいのではないか。事務局資料で示されたエビデンス上もはっきりしているし、米国の401Kでも30本を超えると選択率が落ちてくるデータもある。
- 運用商品数の上限について、いったん定めても、その見直しのための継続的なモニタリングが必要。
- 運用商品数が多すぎると望ましくないというのは全委員共通の思いだろう。重要なのは運用商品の選定理由であり、ここをしっかりと説明させることを通知に盛り込むことが大事。金融機関の説明水準の向上にも寄与し得る。

〇山崎委員（フィナンシャル・ウィズダム代表（FP））

- 運用商品数の上限については、経験者にとっての選択肢の多様性より、リテラシーの低い人や若い人の選択のし易さを判断基準におくべき。
- 具体的な数については、P8の不指図率のグラフによれば、36本以上で不指図の割合が増えている。上限数は「超えてはならない数」であることにも鑑みれば、絶対防衛ラインとしての上限数は35本でよいと思う。
- 上限は35本としつつ、法令解釈通知等で運用商品を厳選することが望ましい旨を示唆してはどうか。
- また、商品除外のプロセスについて、除外商品が決定したところからスタートしているが、何を除外するかを決めるところにも相当のプロセスがある。どのような商品が除外の検討に値するかの判断基準を含め、労使で判断するためのプロセスを法令解釈通知等で示せればよいと思う。
- 上限数を35本とするなら、企業型と個人型は同じ上限数でよい。企業型が20本台で、個人型が30本台という形はあり得ると思っていたが、企業型が35本になるなら、個人型に対してさらに10本などの上限数の上乗せをする必要はないと考える。

〇重富委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局部長）

- 運用商品数は、業種等の様々な事情を踏まえて労使で議論した結果、定まるものである。具体的な数を妥当な本数として通知等に盛り込むことは適当ではなく、労使の合意を尊重していただきたい。

第5回専門委員会

第5回専門委員会での主な発言（続き）

（指定運用方法の基準）

〇臼杵委員長代理

- 指定運用方法の位置づけだが、プランごとに最大公約数になる商品、多くの人にとってふさわしい商品を選定するということだと考える。
- 指定運用方法の選び方について、効率的フロンティアに乗っているか、それほど外れていない商品から、各プランの状況に応じて選択するというプロセスを踏んでほしい。その結果として、リスクフリーの商品が選ばれることもあり得る。

〇森戸委員長（慶応義塾大学大学院法務研究科教授）

- 指定運用方法の位置づけについて臼杵委員長代理からご発言があったが、重要な論点と思うのでコメントしたい。
- 「多くの人にふさわしいもの」とお話いただいたが、例えばP33を見ると、「運用の指図をしないものへの継続的な対応」とあり、自らが運用の指図を行うことが原則とされている。この点からすると、指定運用方法は、「多くの人にふさわしいもの」とは位置づけられていないのではないか。法の趣旨が指定運用方法をどう位置づけているのかは重要なポイントである。

〇大江委員

- 指定運用方法を、運用指図を行うまでの一時的な運用と位置づけるのであれば、元本確保商品も良い。そうではなく、米国のようにリバタリアンパターナリズムの観点で「そこそこ満足できる商品」を設定させるということであれば、元本確保商品はふさわしくない。

〇山崎委員

- そもそもの法改正の趣旨は、「ある程度リスクはとるけれども抑制されていて、将来のインフレにも対応できる運用商品」というものを前向きに位置づけるものであったはず。法改正前の議論に戻ってしまっている印象がある。

〇井戸委員（井戸美枝事務所代表（社会保険労務士・FP））

- 指定運用方法の位置づけだが、どの商品がふさわしいかは厳密には各人ごとに異なるので、「無難なもの」を指定運用方法に選定するということと理解している。

第5回専門委員会

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第5回専門委員会での主な発言（続き）

（指定運用方法の基準）

〇清家委員

- 私は指定運用方法に流れる人は少ない方が良いと思っている。指定運用方法は様々な状況を各労使が議論して、ふさわしいものを決めればよい。指定運用方法が「望ましい運用方法」と位置づけられると、「自ら運用指図を行う」という原則とは大分異なる景色になってしまう。

〇重富委員

- DCの運用は個々人が指図することが基本。指定運用方法はあくまでも一時的なものであり、長期運用は想定すべきではない。
- 元本確保型のみが良いとも思ってはいないが、P23にあるメリット・デメリットを踏まえて労使で判断すればよいと考える。
- また、訴訟リスクも重要な論点と考える。

〇森戸委員長

- 指定運用方法が「お勧めの運用」であるのか、本当はあってはいけないものであるのか、これからの議論には法の趣旨の理解が重要になる。事務局へのお願いだが、次回の場で、指定運用方法に関し、現行法および改正法における位置づけを示していただきたい。

第6回専門委員会

第5回専門委員会の議論を踏まえ、厚生労働省より具体的な提案が示されました。

（「運用商品提供数の上限」に係る主な提案内容）

- 「35本」とし、企業型と個人型とも、同じ上限数とする。
- 企業および従業員が真に必要なものに限って、運営管理機関と労使が主体的に設定する。
- 「運用商品の数え方」について、加入者が選択するものが一意に決まるターゲットイヤー型のみ、まとめて一本と数える。
- 運用商品の提示にあたって併せて講じる措置として、運用商品の全体構成に関する説明等の工夫を行う。
- 運用商品の除外の際には、考慮要素（信託報酬の水準、運用成績、除外後の商品全体の構成、手数料、当該商品の指図者数）や加入者への情報提供の内容等に留意する。
- 加入者が運用商品を選択しやすくするために、商品の選定、投資教育、運用指図をしない者への対応および運用商品除外等について、労使および運営管理機関等が工夫して取り組む。

第6回専門委員会での主な発言

（運用商品提供数の上限）

〇臼杵委員長代理（名古屋市立大学大学院経済学研究科教授）

- 今回の資料に追加いただいたデータを見ても、35本を超えると不指図率が高くなると概ね言えることから、35本を上限とすることで良いと思う。
- ただし、安易に運用商品が増えることは好ましくない。個々の運用商品の選定理由がしっかりと説明されることが重要。特にアクティブファンドについては、アクティブαを獲得できると考える理由が説明される必要がある。例えば、5年程度を見てアクティブαが獲得できていないのであれば、商品除外するといった仕組みも考えられる。

第6回専門委員会

第6回専門委員会での主な発言（続き）

（運用商品提供数の上限）

○大江委員（株式会社オフィス・リベルタス代表取締役）

- 上限を法で定める以上、極端な数は混乱を惹起してしまうと考える。
- ただし、運用商品の「数」だけでなく、「質」も重要。取引関係などが忖度された結果、数ばかりが増えてしまうことは加入者のためにならない。
- 商品除外の基準も必要だが、運用商品を採用する段階で一定のクオリティを担保できることが重要。この点、労使に必ずしも専門家がいない状況に鑑みれば、一定のルールを示すことが必要ではないか。

○山崎委員（フィナンシャル・ウィズダム代表（FP））

- データに照らしても、35本を上限とすることには合理性がある。
- ただし、法令解釈通知への記載が馴染むと思うが、本数が多いと事業主・加入者双方にとって制度運営上の難しさをもたらすことを示すべき。法令上の上限数がなんであれ、本数をコントロールすることは重要。
- 今後の検討課題だが、運用商品提供数と不指図率の関係だけでなく、投資比率（元本確保型と投信の比率）との関係も見ることで、そこから有意な数が見出せるなら、上限数の見直しのヒントになると考える。

○杉浦委員（中央大学大学院戦略経営研究科教授）

- 今回の法改正で運用商品提供数の上限が定められることで、運用商品の本数が多すぎる企業や運営管理機関の言うままに運用商品を採用している企業があるとすれば、再検証の良い機会になると考える。
- 再検証の方法としては色々あるだろうが、第三者の検証や手数料水準の評価などが考えられる。
- 35本はあくまでも法令上の上限であって、絞れるならその方が良いという点につき、ソフトローでありながら、ハードロー的に機能する仕組みは作れるのではないか。

○清家委員（日本経済団体連合会経済政策本部上席主幹）

- 本資料で示された方向性に賛成。
- P3に記載されている商品除外の実務上の留意点は事業主の関心も高いところであり、今後、通知等で具体化される際には、わかり易く示して欲しい。

第6回専門委員会

第6回専門委員会での主な発言（続き）

（運用商品提供数の上限）

○重富委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局部長）

- 統計資料によれば、35本を超える運用商品を採用している事業主もある。上限が35本となった場合、これらの企業で商品除外が必要になるが、除外に伴うスイッチングのコストを加入者が負担することが無いようにしていただきたい。
- 個人型は、加入者が運営管理機関を選択できる点や自助努力の仕組みである点で、企業型と異なっている。
- どの程度の本数の運用商品を提供している運営管理機関を選ぶかも加入者の自由であることから、個人型については、運用商品提供数の上限について、より自由を与えても良いと考える。

○井戸委員（井戸美枝事務所代表（社会保険労務士・FP））

- 個人型の上限数について、個人型といっても、老後の所得の確保という目的は企業型と同じ。加えて、個人型の加入者の全てが投資に詳しいわけではない。選択のし易さを確保することや、クオリティの高い商品を提示すべきという点は企業型と同様であるのだから、上限数等のルールについても企業型に即して定める方が良い。

○山崎委員

- 企業型と個人型の本数に相違を設けるか否かについては、同じルールを適用するのが基本的な考え方だと思う。もっとも、企業型の上限数が抑制的なものになれば、個人型の上限数をより多くすることは考えられるが、35本という水準であれば、個人型にとっても十分な数と思う。

第6回専門委員会

（「指定運用方法の基準」に係る主な提案内容）

- 自ら選択した商品による運用が原則であり、指定運用方法は例外的な場合であるものの、指定運用方法で運用を続ける者が一定数存在することを踏まえ、指定運用方法の基準を定める。
- 指定運用方法の基準の省令については、法の趣旨を踏まえつつ、具体的な指定運用方法を労使で定めるにあたっての「長期的な観点」、「物価その他経済事情の変動により生ずる損失」、「収益の確保」についての考慮要素や検討の視点を定める。
- 収益の視点については、手数料水準（信託財産留保額や保険の解約控除を含む）についても留意が必要な旨を示す。
- 指定運用方法の適用にあたって、加入者保護を徹底し、受託者責任を果たす観点から、全加入者から確認を得る等の措置を講じる。
- 指定運用方法が適用されたとしても、あくまでも個々の加入者が運用の指図を行うことが大切である旨を示し、指定運用方法が適用された加入者に対し、投資教育や資産額通知等あらゆる機会を利用して継続的に働きかけることを促す。
- 老後の資産形成に資するよう、投資教育等を用いた取り組みとして、例えば、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれる商品も有用である旨を示す。

第6回専門委員会での主な発言（続き）

（指定運用方法の基準）

〇臼杵委員長代理

- 従来は、「元本確保型にはリスクがなく、それ以外の運用商品にはリスクがある」といった短期的なリスクにのみ着眼した切り分けであったが、元本確保型にも機会損失というリスクがある。
- 法令上、運用商品に係る情報提供が義務付けられているため、情報提供項目のうち、特に「損失の可能性」について、長期や短期、実質や名目といった要素に分けて示すこととしてはどうか。

第6回専門委員会

第6回専門委員会での主な発言（続き）

（指定運用方法の基準）

〇山崎委員

- 臼杵委員長代理のご意見の「リスクを名目と実質のそれぞれで示す」という点は非常に重要。過去15年はたまたまインフレがなかったが、今後、インフレが生じた場合、インフレ率に追いつき、その上で超過リターンを求めていかなければならない。この点をリスクとして示すことは大事である。
- 指定運用方法の基準を省令に定めるにあたり、具体的な運用商品を示すことが難しければ、「実質的な価値を考慮する」等、考慮すべき事項を定めればよい。

〇杉浦委員

- 労使が指定運用方法について判断するにあたり、課題となるのは労使と運管との情報の非対称性である。
- 私としては、運管が、指定運用方法の選定について自主ガイドラインを策定することを提案したい。これにより、ガイドラインの基準を経て、ある程度洗練された商品が労使へ提案されることが期待できる。

〇重富委員

- 指定運用方法が投信になるにしろ、元本確保型になるにしろ、選定の理由が運営管理機関から労使へとしっかりと説明されるようにしていただきたい。その中で、信託報酬や保険の解約控除の有無も、労使における検討において重要な情報となるので、説明されるようにして欲しい。

〇清家委員

- 事務局資料で示されている方向性で良いと思う。
- 一点質問したい。現状の通知ベースのデフォルト商品が適用されている者について、法改正後はどうなるのか？指定運用方法が適用されることについての確認を加入者から得ることが推奨されていることとの関係で、お伺いしたい。

⇒（厚生労働省）

現行の通知ベースのデフォルト商品が適用されている者は、当該デフォルト商品を指図したものとみなされている。よって、改正法施行前の掛金はもとより、改正法施行後の掛金についても指定運用方法の適用対象とはならない。このため、P5において、指定運用方法が適用されることについての確認を加入者から得ることを推奨しているが、これは、あくまでも施行日後の新規加入者についてである。

第6回専門委員会

第6回専門委員会での主な発言（続き）

（指定運用方法の基準）

〇大江委員

- 指定運用方法について、米国の適格デフォルトのような位置づけと理解していたのだが、事務局資料を読んで、そうではなく、指定運用方法は一時的なもので、原則は加入者による選択であるものと理解した。
- ただ、そうだからといって、指定運用方法の考え方が従来と同じということではないと思う。
- 関連団体のヒアリングの際に「想定利回りが企業ごとに異なる」といった説明があったが、想定利回りを達成することよりも重要であるのは、購買力の維持である。
- 物価上昇のリスクを踏まえて、それでもなお個人が元本確保型を選択することは全くの自由である。しかしながら、指定運用方法においては、購買力を維持できる分散投資の商品が妥当。

〇清家委員

- 指定運用方法が適用されている者への働きかけについて、資料上、運営管理機関が行うことと、事業主が行うことが混在している。省令や通知に規定する際には、わかり易く示して欲しい。

〇井戸委員

- 指定運用方法が適用されている方への働きかけについて、実際にはDCにまったく興味のない人も一定数は居て、理想と現実に差があるところもある。しかしながら、あきらめるとDC制度が無駄になってしまうため、働きかけを継続することは重要と考えている。

〇重富委員

- 投資教育は極めて重要。投資教育の実施状況のモニタリングを行い、事業主や運営管理機関にさらに責務を課すことも考えられる。

〇山崎委員

- 継続教育の実施状況について、例えば業務報告書の記載事項とするなどして、DC導入から5年以上経過するにもかかわらず、一度も継続教育を実施していない事業主については、指導することがあってもよい。
- なお、リスク許容度に応じた研修など、実際には事業主にとって対応が難しいところもある。投資教育のあり方について、本専門委員会で議論を継続することとしてはどうかと考える。